

(法 10 条第 1 項第 1 号)

特定非営利活動法人 流山市国際交流協会定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人流山市国際交流協会と称し、英文名を NPO Nagareyama International Friendship Association とする。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を千葉県流山市 宮園 3 丁目 13 番地の 22 に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、流山市及びその周辺に居住する外国人並びに日本人に対して、国際交流に関する事業を行い、国際社会の一員としての自覚を高め、世界各国の人々との友好の輪を広げ、国際性豊かな人づくりを通じて世界の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) こどもの健全育成を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) まちづくりの推進を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 国際交流及び国際理解に関する広報事業
 - ② 在住外国人、留学生との交流及び相談・支援事業
 - ③ 国際交流及び国際理解に関する研修事業
 - ④ 国際交流及び国際理解に関する体験交流事業
 - ⑤ 国際交流に対する調査研究及び情報収集・提供事業
 - ⑥ 国際交流及び国際理解に関するイベント事業
 - ⑦ 国際理解及び多文化共生に貢献できる人材の育成事業
 - ⑧ 国際協力に関する事業

第 3 章 会員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 3 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、会、事業の運営に参加する個人及び団体

- (2) 活動会員 この法人の目的に賛同して入会し、事業に参加する個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を支援する個人及び団体
(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上 20人以下
- (2) 監事 1人以上 3人以下

2 理事のうち、1人を会長、1人以上2人までを副会長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 会長及び副会長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ

指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2年または2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までのいずれか短い期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

- (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び決算
 - (6) 役員の選任及び解任並びに職務及び報酬
 - (7) 会員の除名
 - (8) 資産の管理の方法
 - (9) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄（総会で別に定める額を超えないもの、又は借入日の属する事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）
 - (10) 清算人の選任
 - (11) 残余財産の帰属
 - (12) その他運営に関する重要事項
- (開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第23条第 2 項第 3 号の場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、第23条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 1 4 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 5 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第24条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法（千葉県特定非営利活動促進法施行条例第3条の2に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第 2 項、第29条第 1 項第 2 号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者若しくは電磁的方法表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第 30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 会費の額
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) その他総会の議決を要しない会務に関する事項

(開催)

第 32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者若しくは電磁的方法表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 (削除)

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第 41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、総会において別に定める額を超える価額の借入金の借入れその他新たな義務の負担又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。ただし、借入日の属する事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の賛成を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第 52 条 この法人が解散するときは総会において清算人を選任する。又は、選任しない場合は理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げるもののうち、総会で議決したものに譲渡するも

のとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人のホームページ及び官報に掲載して行う。ただし、法28条の2第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、この法人の事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章 事務局

(事務局の設置等)

第 56 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 11 章 個人情報

(個人情報保護)

第 57 条 この法人の活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、管理及び外部への提供については、別途「流山市国際交流協会個人情報取扱規程」を定め、適正に管理、運用するものとする。

第 12 章 雑則

(細則)

第 58 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長	佐 藤 元 子
副会長	平 島 彰 子
副会長	杉 浦 武
理事	大 野 榮 一
同	竹 田 秋 男
同	大 塚 明 美

同	李	明	勳
同	小	宮	陽
同	松	澤	昭
同	石	井	宏
同	関	米	勝
同	伊	藤	英
同	蓮	見	昌
同	田	口	佳
同	熊	坂	牧
同	湯	浅	博
同	海	老	原
同	海	老	原
監事	本	村	嘉
同	宮	崎	利

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 25 年 4 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会で定めたところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 年額 3,000 円（個人会員）
年額 10,000 円（団体会員）
 - (2) 活動会員 年額 2,000 円（一般会員）
年額 1,000 円（家族会員）
年額 1,000 円（外国人会員）
年額 1,000 円（学生会員）
 - (3) 賛助会員 年額 10,000 円

履 歴：	制定日：	平成 23 年 8 月 6 日	（設立総会）
	施行日：	平成 23 年 10 月 31 日	（法人設立の日）
	改正日：	平成 25 年 4 月 27 日	（第 2 回通常総会）
	改正日：	平成 29 年 4 月 22 日	（第 6 回通常総会）
	改正日：	平成 30 年 4 月 21 日	（第 7 回通常総会）
	改正日：	令和 7 年 4 月 26 日	（第 14 回通常総会）